平成２９年（フ）第９０号
静岡県浜松市中区高丘北４丁目６番16号
破産者　有限会社アニモ
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
三重県志摩市阿児町甲賀2347番地
破産者　平賀　大司
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
三重県伊勢市神社港475番地１　なみきハイツ　201号室
破産者　小山　季花（旧姓恒松）
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第７７５号
京都市上京区室町通鞍馬口下る西入森之木町464番地の13
破産者　株式会社清晶苑
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８０号
岡山市東区富士見町１丁目11番２号
破産者　福井　栄治
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８１号
岡山市東区富士見町１丁目11番２号
破産者　福井　幸枝
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４７号
広島市佐伯区河内南２丁目15番17号
破産者　株式会社安洋建設工業
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３５号
広島市中区江波南２丁目23番３―604号
破産者　有限会社世良鉄筋工業
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６号
福岡県田川郡大任町大字今任原1674番地１
破産者　株式会社創菜もみじ
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第８３５号
福岡県筑紫郡那珂川町大字別所379番地120
破産者　入江　美加
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９４２号
福岡県大野城市下大利団地40番201号
破産者　大杉　鉄次
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９７１号
福岡県春日市天神山７丁目149番地　メモリー天神山第２・Ｄ棟203号
破産者　永吉　　真
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０６１号
福岡県糟屋郡志免町桜丘４丁目11番７号
破産者　丸山　幸介
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１７０号
大分市明野東４丁目13番15号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区博多駅前４丁目33番11―512号
破産者　ｋｏｓｕｋｅこと　田中　大輔
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２１３号
福岡県春日市春日原北町１丁目13番地３　世利ビル302号
破産者　岩本　康幸
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２５６号
福岡県福津市中央６丁目１番１―1305号
破産者　榎元　三恵
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２６５号
福岡県糟屋郡新宮町大字原上144番地９、前住所福岡市東区奈多３丁目24番３号
破産者　今林　伸也
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３３５号
福岡市南区井尻４丁目24番35―110号
破産者　福元　征樹
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９１６号
福岡県大野城市つつじケ丘２丁目24番８号
破産者　唐川　　勇
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１０１号
福岡市中央区赤坂３丁目13番25―203号、前住所福岡県小郡市松崎761番地１
破産者　三原　清輔
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部